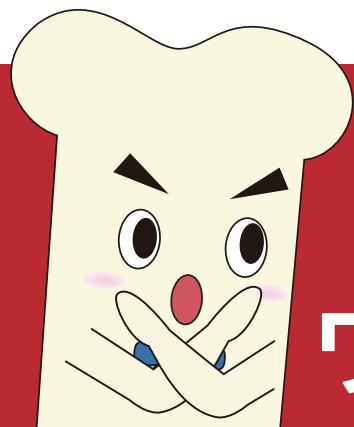


しない！ させない！



やめよう！ ワクチンによる差別と偏見

- ・ ワクチン接種を受けることは強制ではありません
- ・ 接種の有無による差別的な扱いは許されません

新型コロナウイルスのワクチン接種に関する人権への配慮のお願い

新型コロナウイルスのワクチン接種は任意です。

予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスク双方について理解したうえで、自らが接種を判断するものです。

ワクチン接種の有無を問いただしたり、接種の有無による不利益な扱いや、差別を助長する行為は決して許されません。

一人ひとりが思いやりをもって行動しましょう。



■ 人権に関する窓口（法務省）

みんなの人権110番

電話 0570-003-110（平日 8:30～17:15）

■ 大阪府人権相談窓口

電話 06-6581-8634 FAX 06-6581-8614

【相談日時】

平日 9:30～17:30

夜間（毎週火曜）17:30～20:00

休日（毎月第4日曜）9:30～17:30

■ 新型コロナワクチンに関する窓口

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

電話 0120-761770

（9:00～21:00 土日・祝日含む）

■ 大阪府新型コロナワクチン専門相談窓口

（ワクチン接種後の副反応等に関する専門相談）

電話 0570-012-336 又は 06-6635-2047

FAX 06-6641-0072（聴覚障がいのある方）

【受付時間】24時間 365日